

## 障害者総合支援法に関する質問と確認

団体名：日本障害フォーラム（JDF）

1. 新政権誕生後の政府によって設置された障がい者制度改革推進会議ならびに総合福祉部会であるが、民主党はそもそも総合福祉部会に何の検討を託したのか。また 55 人部会員の総意で取りまとめた骨格提言について、今般の法案はこれをどの程度（具体的な%で）取り入れたと考えるのか。
2. 近々の批准が想定される障害者権利条約と障害者総合支援法案との整合性について問いたい。全条項について問いたい。とくに①第1条・目的（障害者の定義・対象の範囲など）、②第4条・一般の原則（特に本条第3項、新法に関わる検討事項等における障害当事者参加の審議システムの確立）、③第19条・自立した生活及び地域社会への包容（特に a 項、b 項について）、条約水準をクリアしているのか。

※上記の3点の条約原文は裏面に掲載。

3. 総合福祉部会設置の背景に、いわゆる基本合意文書があることは周知の通りである。障害者総合支援法案が、基本合意文書の各項目をクリアしているのか。
4. 障害者総合支援法案の基本理念の条項の中に「一全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活一」という表記がある。こうした表記は、現行の障害者自立支援法にもなく強い違和感を覚える。この一点をもってして、理念条項の全体的なトーンダウンの印象を免れない。閣議決定の段階でこれを削除できないか。
5. 障害者総合支援法の確実な施行を図っていくためには具体的な行程表が不可欠であり、信頼感や安心感を高めて行くためには事業体系の最終的な完成想定図の明示が必要となる。これらに関して、以下について質問する。
  - 1) 障害者総合支援法案の附則第2条に掲げられている検討事項については、検討の目標をどこに定めるのか、骨格提言の水準を目標と考えていいのか。
  - 2) 検討のための体制が重要であると考えますが、いつ頃から（法律の成立後）、どういうメンバー構成で検討を進めるのか、基礎データの集約をどう考えるのか等。また、新設される障害者政策委員会（障害者基本法第32条）との関係はどうなるのか、なお、本検討にあたり、民主党障がい者ワーキングチームはどのような役割を果たすのか。
  - 3) 検討期間として「この法律の施行後3年を目途として」とあるが、個々の検討事項について、当面の運用に際し必要な改善が加えられるのか。

## 参考

# 障害者の権利に関する条約

(公定訳文案／2009年3月3日版)

## 抜粋

### 第一条 目的

(前略)

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

### 第四条 一般的義務

(前略)

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

(以下、略)

### 第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

(前略)

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(以下、略)